

津市まん中老人福祉センター指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

津市健康福祉部高齢福祉課

目 次

1	募集の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	指定管理者の指定の予定期間・・・・・・・・・・・・	2
5	指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	応募の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	選定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	応募の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	申請書類及び提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	指定管理者選定の方法及び基準・・・・・・・・・・・・	7
11	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
12	事業の継続が困難になった場合における措置・・・・	8
13	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
14	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

【別紙1】特記仕様書

【別紙2】指定管理者候補者選定基準表

【参考】津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について

【参考】令和7年度津市労働報酬下限額

1 募集の目的

津市まん中老人福祉センター（以下「センター」という。）は、老人福祉法第20条の7第1項に規定する老人福祉センター及び社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業として、津市における老人の福祉増進を図るために設置しています。

老人福祉法第20条の7第1項の規定においては「老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。」とあり、当該センターは津市において中心市街地に立地し、住民及び各種団体の地域福祉に寄与するための存在となっています。

こうしたことを踏まえ、当該センターを引き続き地域福祉活動等の拠点としていくため、及び管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び津市まん中老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成24年津市条例第23号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、指定管理者を募集するものです。

2 施設の概要

(1) 名称

津市まん中老人福祉センター

(2) 位置

津市大門7番15号 津センターパレス3階（一部）

(3) 設置目的

老人の健康増進及び教養の向上を図り、もって老人福祉を増進するため、センターを設置しています。

(4) 建物の構造

鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建て

(5) センターの規模

延床面積 272.06平方メートル

敷地面積 272.06平方メートル

(6) 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

(7) 使用時間

午前9時から午後5時まで。ただし、指定管理者がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、変更することができます。

3 指定管理料

指定管理者は、本市からの指定管理料をもってセンターの管理運営を行うものと
し、指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うも
のとし、ただし、災害等特別な場合を除き、原則として指定管理料は増額しま
せん。

(1) 指定管理料の上限額 ※消費税法第6条の規定により非課税

総額 57,423 千円（5年間）

（単位：千円）

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料	11,147	11,309	11,478	11,653	11,836

なお、本市が想定する津市まん中老人福祉センター指定管理者要求水準書（以
下「要求水準書」という。）中、「5 指定管理者が行う業務（1）一般業務 ア
センターの運営に関する業務」内「(ウ) 機能回復に係る業務」で規定するスカイ
ウエル(電位治療器・機種：SW-9000H)のレンタル料は次の表のとおりです。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
レンタル料	297,000 円	297,000 円	297,000 円	297,000 円	297,000 円

スカイウエル(電位治療器)は、要求水準書に定める機種を参考に設置すること
になるため、上記の金額を支出の見込み額に計上し、金額の決定後に清算するこ
ととします。また、上記の金額を超えた場合の補填はありません。

(2) 指定管理料の実績 ※消費税法第6条の規定により非課税

総額 54,446 千円（5年間）

（単位：千円）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	10,784	10,836	10,836	10,995	10,995

※経費区分の内訳は、要求水準書中、「12 指定管理料」をご覧ください。

(3) 管理運営に要する経費（過去2か年）

（単位：円）

経費区分	令和5年度	令和6年度
1 人件費	6,193,017	5,482,209
2 消耗品	71,222	47,501
3 光熱水費	1,686,254	1,694,229
4 修繕料	3,850	15,400
5 通信運搬費	343,321	367,475
6 施設管理費用	2,101,287	1,995,302
7 報償費	45,870	47,955
8 備品購入費	100,521	126,605
9 使用料・賃借料	302,874	277,260

10 設備保守点検料	99,010	75,250
11 その他	6,492	6,375
管理費計	10,953,718	10,135,561

4 指定管理者の指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

この期間は、津市議会での議決により確定することになりますので、ご留意ください。また、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

5 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、条例第7条各号の規定により以下のとおりです。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

※業務内容等の詳細については、(別添) 要求水準書をご覧ください。

なお、指定管理者が行う業務は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約及び津市公契約条例施行規則第4条の2に規定する労働報酬下限額適用契約です。

指定管理者として指定された団体は、センターの管理運営に関する基本協定の締結前に津市公契約条例第6条の規定に基づき別紙1「特記仕様書」における労働環境の確保に係る誓約事項について誓約しなければなりません。

6 応募の資格

(1) 応募者の形態・応募資格

応募者は、指定期間中、安全かつ円滑にセンターを管理運営し、センターの設置目的及び要求水準書の記載事項をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす法人等とします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

ア 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を市内に有するなど、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる法人等であること。

イ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

エ 募集要項等の公表の日から協定締結日までの間に津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていない法人等であること。

オ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当しない法人等であること及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していない法人等であること。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない法人等であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等であって、再生計画又は更生計画が認可された法人等を除く。

キ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない法人等であること。

7 選定スケジュール

本件の選定並びに選定後のスケジュールは、下表のとおりとします。

※本スケジュールは募集要項配布開始日時点の予定であり、変更が生じる場合があります。

	時期	内容
令和7年	8月29日（金）正午から	募集要項等の公表
	8月29日（金）正午から	説明会の参加の申込み
	9月4日（木）午後5時まで	
	9月5日（金）午前11時から	公募に関する説明会

	8月29日（金）正午から 9月11日（木）午後5時15分まで	質問の受付
	9月18日（木）午後5時15分まで	質問の回答
	9月19日（金）午前8時30分から 9月26日（金）正午まで（必着）	申請書類の受付
	10月上旬～中旬予定	選定委員会
	10月下旬予定	審査結果通知 指定管理者候補者決定
	12月下旬予定	指定管理者の指定 （津市議会の議決）
令和8年	3月下旬まで	協定の締結、事前準備業務
	4月1日（水）	指定管理業務開始

8 応募の手続

(1) 募集要項等の配布

募集要項、要求水準書及び申請書類（以下「募集要項等」という。）については、令和7年8月29日（金）正午から本市のホームページで公表します。

なお、原則として窓口での配布は行いません。

(2) 説明会

応募についての説明会を以下のとおり開催します。なお、説明会への参加は任意とします。説明会に不参加の場合も、その後の公募への参加は可能です。

ア 日時及び場所

日時：令和7年9月5日（金）午前11時から

場所：津市本庁舎 地下1階 01会議室

イ 参加申し込み方法

参加を希望する場合、参加にかかる申込書（任意様式）に法人等の名称、連絡先、及び参加者氏名・人数を記入の上、令和7年9月4日（木）午後5時までに、電子メール、FAX、持参のいずれかの方法で申し込んでください。

（ただし、持参の場合は土・日曜日及び祝日は除く。）参加人数は法人等1者当たり3名以内とします。

なお、持参の場合を除いて、必ず電話にて到達を確認してください。

ウ 内容

応募方法、申請書類、及び施設概要等を含む指定管理業務について（約1時間）

エ 注意事項

質問については、次の「(3) 応募に関する質問の受付等」の手続きによるものとして、当日は受け付けません。

(3) 応募に関する質問の受付等

質問がある場合、第2号様式「津市まん中老人福祉センター指定管理者募集要項等に関する質問書」を電子メールで提出してください。なお、電話や口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

ア 受付期間

令和7年8月29日（金）正午から令和7年9月11日（木）午後5時15分まで

イ 送付先

津市健康福祉部高齢福祉課高齢福祉担当

メールアドレス 229-3156@city.tsu.lg.jp

ウ 回答

令和7年9月18日（木）午後5時15分までに、本市のホームページで、全質問とその回答を公表します。

(4) 申請書類の提出

「9 申請書類及び提出部数」に規定する申請書類一式を必ず持参してください。なお、郵送等は認めません。

ア 受付期間

令和7年9月19日（金）午前8時30分から令和7年9月26日（金）正午まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）

イ 受付時間

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和7年9月26日（金）のみ午前8時30分から正午まで）

ウ 提出場所

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号 津市役所 本庁舎1階

津市健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当

(5) 留意事項

ア 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

イ 選考の対象は、受付期間内に全ての申請書類を提出した者に限ります。

ウ 申請書類の記述に虚偽又は不正があった場合や、応募者において違法又は不正な行為があった場合、その応募は無効とします。

エ 応募に際して、第三者等に利害関係が及んだ場合、あるいは及ぶ恐れがある場合の責任は一切応募者にあるものとします。

オ 提出された申請書類は返却しません。また、申請書類は目的外には一切使用しません。

カ 著作権については、次のとおり取り扱います。

指定管理者の指定までの間は、申請書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は指定管理者の指定に係る事務に必要な場合には、申請書類の全部又は一部を無償で使用し、又は申請書類の内容を複製等して使用できるものとします。

9 申請書類及び提出部数

申請書類の提出に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

(1) まん中老年福祉センター指定管理者指定申請書（第1号様式）【1部】

(2) 法人等に関する書類関係【正本各1部、副本各2部（複写可）】

ア 指定申請書を提出する日の属する事業年度、並びに前事業年度における申請者の経営状況を説明する書類

イ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

※指定申請書を提出する日前3カ月以内に取得したもの。

エ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納（未納税額）が無いことを証明するもの。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納（未納税額）が無いことを証明するもの。）

※指定申請書を提出する日前3カ月以内に取得したもの。

オ 印鑑登録証明書

※指定申請書を提出する日前3カ月以内に取得したもの。

カ 誓約書（第3号様式）

(3) 提案書関係【正本各1部、副本各10部】

ア 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの

イ 津市まん中老年福祉センターの管理に係る事業計画書（第4号様式）

ウ 津市まん中老年福祉センターの管理に係る収支計画書（第5号様式）

(4) 留意事項

ア 提案内容の変更の禁止

申請書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。

なお、提案内容に影響のない範囲で明らかな誤字・脱字等があるときは、本市から修正を求める場合があります。

イ 使用言語及び通貨単位

申請書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

ウ 様式

様式は原則として日本産業規格A4版又はA3版で統一してください。

エ 法人名、ロゴ等の非表記

副本は法人名、ロゴマーク等で応募者が特定できないように作成してください。（黒塗り又は非表示としてください。）

10 指定管理者選定の方法及び基準

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、津市指定管理者選定委員会の設置等に関する要綱に基づき「津市まん中老人福祉センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定の基準

評価点算出の評価基準は、別紙2「指定管理者候補者選定基準表」のとおりとします。なお、選定審査による評価点が、設定した評価最高得点の60%（6割）に満たない者は、指定管理者候補者には選定しません。

(3) 選定委員会による審査

選定委員会において、書類審査（申請書類による応募資格及び提案内容等）を実施します。選定委員会については、令和7年10月上旬から令和7年10月中旬を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査終了後速やかに書面で通知します。また、本市のホームページ上でも公表します。

(5) 指定管理者の決定

令和7年12月に開催予定の津市議会における指定管理者の指定に係る議案の議決を経て指定管理者に決定します。なお、指定管理者としてセンターの管理運営を行うことが困難と判断される事情が生じた場合等は、本市は原則として、次点者と協議を行うこととします。

(6) 失格の要件

応募する法人等が次の要件に該当した場合は、失格とします。

ア 法人等の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会に個別に接触した場合

イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 複数の事業計画書等を提出した場合

エ 申請書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ その他不正行為があった場合

11 協定の締結

指定管理者は、本市とセンターの管理運営に関する基本協定及び年度協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。

(1) 基本協定

ア 指定期間に関する事項

- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 事業報告及び業務報告に関する事項
- エ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- オ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等

(2) 年度協定

- ア 当該年度の指定管理料及び支払方法に関する事項
- イ 指定管理料の変更等に関する事項

12 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 本市への報告

指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には速やかに本市に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する調査等

上記(1)の報告を受けた場合等、本市は、法第244条の2第10項及び条例第12条の規定により、指定管理者に対して管理運営及び経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者が上記(2)の指示に従わなかったとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項及び条例第13条の規定により、本市は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の決定後、センターの指定管理業務開始までの間においても、上記のことが認められる場合、また、正当な理由なくして本市との協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

(4) 指定管理者に対する損害賠償

上記(3)により指定を取り消され、本市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、本市に対し賠償の責めを負うことになります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、本市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

13 その他

(1) 準備行為

指定管理者は、指定期間の開始前に本市と協議を行ったうえで、令和8年4月1日からセンターを利用開始できるように指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとします。なお、準備行為に係

るすべての経費は、指定管理者の負担とします。

(2) 業務の引継ぎ

指定期間の終了時において、指定管理者は、次期指定管理者等が、円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう必要な引継ぎを行うものとします。なお、業務の引継ぎに係るすべての経費は、指定管理者の負担とします。

(3) 原状回復の義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、センターの施設又は設備を速やかに原状に回復するものとします。なお、原状回復に係るすべての経費は、指定管理者の負担とします。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）及び津市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年津市規則第20号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとします。

(5) 情報の公開

指定管理者は、センターの管理運営に関して保有する情報について情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき対応するものとします。

14 問い合わせ先

津市健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号 津市役所 本庁舎1階

電 話 059-229-3156

FAX 059-229-3334

メールアドレス 229-3156@city.tsu.lg.jp

【別紙1】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているとき認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

【別紙1】

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

指定管理者候補者選定基準表

別紙2

評 価 項 目		評 価 基 準	評 価 点	
1 管理希望理由及び施設の今後について （10）			不十分	やや不十分 妥当 やや優れている 優れている
管理を希望する理由は妥当か。	施設の設置目的を理解し、その目的に即しているか、効率的な維持管理が望めるか等、希望理由が妥当なものであるかを総合的に評価する。 ・管理を希望する理由は明確かつ妥当であるか。	1	2	3 4 5
施設管理に対する現状認識や将来展望は妥当か。	施設の設置目的を理解していることはもとより、社会情勢の変化や地域特性等も踏まえた考え方となっている等、現状分析と将来展望の考え方について、その具体性、実現性、効果性等について総合的に評価する。 ・現状認識と将来展望について適切に把握しているか。 ・施設の今後の方向性を踏まえ、将来展望に繋がる提案がされているか。	1	2	3 4 5
2 事業展開の計画等及び住民からの意見反映について （20）				
管理運営方針は妥当か。	管理運営の方針として、施設の設置目的に合致していることはもとより、指定管理者としての自覚、責任が感じられ、施設の適切な維持管理を図ることができる方針であるかを総合的に評価する。 ・施設の設置目的を理解した管理方針が提案されているか。 ・利用者の視点に立った管理方針が提案されているか。	1	2	3 4 5
管理方法は適切か。	施設の設置目的を理解するとともに、公共施設であることの認識を持ち、施設の適切な維持管理を図ることができる内容であるかを総合的に評価する。 ・施設の適切な維持管理を図ることができる内容であるか。 ・利用者の安全に十分配慮されたものであるか。	1	2	3 4 5
計画している実施事業は、実現性があるか。	施設の設置目的や特性等を適切に把握し、施設の効用を最大限発揮し、市民サービスの向上を図ることができる計画として、その具体性、実現性、効果性等について総合的に評価する。 ・施設の設置目的、特性等を踏まえた効果的かつ実現性のある事業計画が提案されているか。 ・施設の効果的な運営や利用者のサービス向上を目的とした自主事業の提案がされているか。	1	2	3 4 5
地域住民や利用者の声を施設運営に反映しようとする姿勢がみられるか。	地域住民や利用者の意見等を把握し、施設の管理運営業務に反映しようとする姿勢が見られ、施設の管理運営の向上につながるものであるかを総合的に評価する。 ・住民の平等利用の確保が期待できるか。 ・地域住民や利用者の声を施設運営に反映しようとする姿勢がみられ、施設管理の向上が期待できるか。	1	2	3 4 5
3 従業員配置及び経理等について （15）				
従業員の安定的な確保が見込まれ、責任者が明らかな組織体制が確認できるか。	安定的で責任ある管理運営を行うための必要な人員確保や組織体制について、その具体性、実現性等を総合的に評価する。 ・事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ・管理運営に必要な責任者（体制）が確保されているか。	1	2	3 4 5
研修計画は市民サービスを考慮したものか。	安定的で責任ある管理運営を行うための従業員の研修計画について、その具体性、実現性等を総合的に評価する。 ・管理運営に必要な研修計画が提案されているか。	1	2	3 4 5
指定管理料は、実績と比較して、大幅な増額になっていないか。	施設の設置目的や特性等を適切に把握し、妥当性、実現性の高い収支計画であるか、効率的な施設管理を行うための工夫が図られているかなどについて総合的に評価する。 ・収支計画と事業計画の整合が図られており、収支計画が妥当であるか。	1	2	3 4 5
4 個人情報の保護について （5）				
個人情報等の保護に対する考え方は妥当か。	個人情報保護のための体制及び個人情報保護に関する職員等への意識啓発等について、適正かつ明確となっており、その具体性、実現性、適法性等を総合的に評価する。 ・個人情報保護のための対策、職員等への教育等について提案されているか。	1	2	3 4 5
5 緊急事態への対応について （5）				
緊急事態の考え方は妥当か。	施設の特性を理解した様々なリスクを想定し、利用者の安全確保と防犯対策、防災対策、緊急時の対応策などについて、その具体性、実現性、効果性等について総合的に評価する。 ・管理運営に必要な防犯対策、防災対策が提案されているか。 ・救急救命等の緊急時の対応等が提案されているか。	1	2	3 4 5
6 団体の運営方針について （10）				
団体の運営方針等は、利用者の立場を考慮しているか。	指定管理を行う団体として相応しい運営方針等となっているかを総合的に評価する。 ・指定管理者として相応しい運営方針等が提案されているか。	1	2	3 4 5
地域福祉活動や社会貢献活動の実績は、施設運営に効果をもたらすと期待できるか。	団体における地域福祉活動や社会貢献活動の実績及びその内容等について、施設運営に効果をもたらすことが期待できるかどうか総合的に評価する。 ・地域福祉活動や社会貢献活動の実績を有しているか。 ・地域福祉活動や社会貢献活動の実績は、市民サービスの向上に効果が期待できるか。	1	2	3 4 5

合計 (65)

津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について

本件は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約であるとともに、同規則第4条の2に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。

津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って事務処理等を進めるとともに、その内容を履行しなければなりません。

本紙では、事業者が履行しなければならないことについて下記のとおりお示ししますので、本件に係る入札等に参加する事業者にとっては、この内容を十分理解した上で入札等に参加してください。なお、より詳細な内容については、マニュアルをご覧ください。下記担当にお問い合わせください。

記

1 入札等に参加する事業者がしなければならないこと

入札等に係る指名通知一式のうち「特記仕様書（津市公契約条例及び労働環境の確保に係る誓約事項）」に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。

なお、受注者となった場合は、このことを改めて了解した上で契約を締結してください。

2 受注者がしなければならない主なこと

- (1) 発注者に対して
 - ・労働状況台帳を作成し、下請業者、再委託業者など（以下「受注関係者」という。）の分を取りまとめた上で提出する。
- (2) 対象労働者に対して
 - ・労働報酬下限額（別紙「令和7年度津市労働報酬下限額」のとおり）以上の賃金を支払う。
 - ・津市公契約条例の概要、労働報酬下限額などを書面により周知する。
（現場への掲示、文書配布など）
- (3) 受注関係者に対して
 - ・運用についてその内容を説明する。
（労働者に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、対象労働者への周知、労働状況台帳の作成及び提出）

3 マニュアルについて

津市ホームページ (<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>) にて閲覧及びダウンロードすることができます。

※ 労働報酬下限額の運用に関して不明な点などが生じた場合は、津市健康福祉部高齢福祉課（TEL 059-229-3156）にお問い合わせください。

令和7年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 137円
---------	---------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。